令和５年５月２日

保護者　各位

福岡県立山門高等学校長

新型コロナウイルス５類感染症移行後の出席停止について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、令和５年５月８日から新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行することを踏まえ、本校における出席停止の取り扱いについて下記のとおり変更いたします。

保護者の皆様におかれましては、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

１　出席停止措置の取扱いについて

令和５年５月８日以降は、発熱、咽頭痛等により、学校を休む場合は欠席とします。但し、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒は出席停止とします。出席停止の期間は、「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」とします。なお、新型コロナウイルス感染症においては、出席停止の期間を短縮することはできません。

２　濃厚接触者の取扱いについて

令和５年５月８日以降は、濃厚接触者の特定は行いません。従って、「同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒」、「学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした生徒」であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない生徒については、出席停止の対象としません。